

8 法附則第15条の6等の規定による軽減税額等に関する調

-軽減税額等-
全国計(2-1)

区 分		総 数		
		個 数	床 面 積 (㎡)	軽 減 税 額 (千円)
法附則第15条の6第1項	(1 / 2 減 額)	1,237,420	114,536,282	47,802,116
法附則第15条の6第2項	(1 / 2 減 額)	1,446,164	93,402,897	54,256,923
法附則第15条の7第1項	(1 / 2 減 額)	200,807	22,686,034	10,541,240
法附則第15条の7第2項	(1 / 2 減 額)	6,012	662,141	346,634
法附則第15条の8 第 1 項	(1 / 2 減 額)	-	-	-
	(2 / 3 減 額)	-	-	-
法附則第15条の8 第 3 項	住 宅 居 住 部 分 (2 / 3 減 額)	256	31,253	21,529
	住 宅 非 居 住 部 分 (1 / 3 減 額)	66	24,861	12,846
	住 宅 非 居 住 部 分 (1 / 4 減 額)	-	-	-
	住 宅 以 外 (1 / 3 減 額)	175	103,605	46,428
	住 宅 以 外 (1 / 4 減 額)	-	-	-
法附則第15条の8第4項	(2 / 3 減 額)	2,538	131,098	96,277
法附則第15条の8 第 5 項	住 宅 居 住 部 分 (2 / 3 減 額)	125	9,818	1,781
	住 宅 非 居 住 部 分 (1 / 3 減 額)	12	1,043	93
	住 宅 以 外 (1 / 3 減 額)	24	1,903	760
法附則第15条の9第1項	(1 / 2 減 額)	25,953	2,244,868	295,434
法附則第15条の9第4項	(1 / 3 減 額)	3,007	262,112	24,225
法附則第15条の9第5項	(1 / 3 減 額)	241	19,491	4,006
法附則第15条の9第9項	(1 / 3 減 額)	3,362	334,753	40,621
法附則第15条の9第10項	(1 / 3 減 額)	2,071	170,046	38,198
平成18年附則第13条第29項	(2 / 3 減 額)	4,875	356,499	239,439
平 成 21 年 附 則 第 8 条 第 13 項	(1 / 3 減 額)	345	23,588	9,251
	(2 / 3 減 額)	1,845	111,751	75,597
平 成 23 年 附 則 第 7 条 第 29 項	(1 / 3 減 額)	995	520,063	283,531
	(2 / 3 減 額)	2,787	258,538	241,864
平成23年附則第7条第30項	(2 / 3 減 額)	5,315	260,417	200,319
平 成 24 年 附 則 第 8 条 第 11 項	第 一 種 (2 / 3 減 額)	654	42,483	32,495
	第 二 種 (1 / 2 減 額)	8	1,113	557
	第 二 種 (2 / 3 減 額)	1,424	89,397	57,403
合 計		2,946,481	236,286,054	114,669,567
	う ち 個 人	2,415,070	202,644,964	96,347,283
	う ち 法 人	531,411	33,641,090	18,322,284

区 分		平成 24 年度に新たに軽減の対象となったもの			平成 24 年度で軽減期間の終了するもの		
		個 数	床 面 積 (㎡)	軽 減 税 額 (千円)	個 数	床 面 積 (㎡)	軽 減 税 額 (千円)
法附則第 15 条の 6 第 1 項	(1 / 2 減 額)	385,772	35,236,452	15,681,691	451,389	42,504,178	16,694,542
法附則第 15 条の 6 第 2 項	(1 / 2 減 額)	186,000	12,596,709	7,846,048	404,316	25,693,381	14,339,479
法附則第 15 条の 7 第 1 項	(1 / 2 減 額)	102,802	11,592,029	5,528,217	-	-	-
法附則第 15 条の 7 第 2 項	(1 / 2 減 額)	3,483	376,905	207,778	-	-	-
法附則第 15 条の 8 第 1 項	(1 / 2 減 額)	-	-	-	-	-	-
	(2 / 3 減 額)	-	-	-	-	-	-
法附則第 15 条の 8 第 3 項	住 宅 居 住 部 分 (2 / 3 減 額)	12	13,890	7,603	-	-	-
	住 宅 非 居 住 部 分 (1 / 3 減 額)	9	2,113	1,221	-	-	-
	住 宅 非 居 住 部 分 (1 / 4 減 額)	-	-	-	-	-	-
	住 宅 以 外 (1 / 3 減 額)	22	8,202	3,065	-	-	-
	住 宅 以 外 (1 / 4 減 額)	-	-	-	-	-	-
法附則第 15 条の 8 第 4 項	(2 / 3 減 額)	1,277	60,950	46,067	-	-	-
法附則第 15 条の 8 第 5 項	住 宅 居 住 部 分 (2 / 3 減 額)	58	4,021	335	53	4,451	345
	住 宅 非 居 住 部 分 (1 / 3 減 額)	6	656	62	7	487	37
	住 宅 以 外 (1 / 3 減 額)	-	-	-	-	-	-
法附則第 15 条の 9 第 1 項	(1 / 2 減 額)	10,916	925,478	116,217	14,233	1,236,992	173,090
法附則第 15 条の 9 第 4 項	(1 / 3 減 額)	3,007	262,112	24,225	3,007	262,112	24,225
法附則第 15 条の 9 第 5 項	(1 / 3 減 額)	241	19,491	4,006	241	19,491	4,006
法附則第 15 条の 9 第 9 項	(1 / 3 減 額)	3,362	334,753	40,621	3,362	334,753	40,621
法附則第 15 条の 9 第 10 項	(1 / 3 減 額)	2,071	170,046	38,198	2,071	170,046	38,198
平成 18 年附則第 13 条第 29 項	(2 / 3 減 額)	-	-	-	1,493	105,507	68,888
平 成 21 年 附 則 第 8 条 第 13 項	(1 / 3 減 額)	-	-	-	-	-	-
	(2 / 3 減 額)	-	-	-	788	52,022	35,146
平 成 23 年 附 則 第 7 条 第 29 項	(1 / 3 減 額)	21	33,009	10,351	163	97,186	58,657
	(2 / 3 減 額)	16	1,686	1,325	620	65,407	52,001
平成 23 年附則第 7 条第 30 項	(2 / 3 減 額)	753	35,230	29,119	1,370	63,022	53,863
平 成 24 年 附 則 第 8 条 第 11 項	第 一 種 (2 / 3 減 額)	258	17,466	13,713	-	-	-
	第 二 種 (1 / 2 減 額)	4	340	156	-	-	-
	第 二 種 (2 / 3 減 額)	567	35,996	24,178	75	4,427	2,625
合 計		700,657	61,727,534	29,624,196	883,188	70,613,462	31,585,723
	う ち 個 人	590,978	53,302,788	25,227,296	735,182	61,434,019	26,841,406
	う ち 法 人	109,679	8,424,746	4,396,900	148,006	9,179,443	4,744,317

- 軽 減 税 額 等 -
大都市計 (2 - 1)

区 分		総 数		
		個 数	床 面 積 (㎡)	軽 減 税 額 (千円)
法附則第15条の6第1項	(1 / 2 減 額)	237,468	21,567,572	9,518,576
法附則第15条の6第2項	(1 / 2 減 額)	807,225	52,404,910	31,331,346
法附則第15条の7第1項	(1 / 2 減 額)	40,386	4,504,949	2,168,638
法附則第15条の7第2項	(1 / 2 減 額)	3,770	412,674	220,377
法附則第15条の8 第 1 項	(1 / 2 減 額)	-	-	-
	(2 / 3 減 額)	-	-	-
法附則第15条の8 第 3 項	住 宅 居 住 部 分 (2 / 3 減 額)	33	14,441	8,535
	住 宅 非 居 住 部 分 (1 / 3 減 額)	21	17,207	9,097
	住 宅 非 居 住 部 分 (1 / 4 減 額)	-	-	-
	住 宅 以 外 (1 / 3 減 額)	34	10,149	6,670
	住 宅 以 外 (1 / 4 減 額)	-	-	-
法附則第15条の8第4項	(2 / 3 減 額)	260	11,121	9,090
法附則第15条の8 第 5 項	住 宅 居 住 部 分 (2 / 3 減 額)	12	1,182	1,014
	住 宅 非 居 住 部 分 (1 / 3 減 額)	-	-	-
	住 宅 以 外 (1 / 3 減 額)	4	259	111
法附則第15条の9第1項	(1 / 2 減 額)	9,079	877,189	148,138
法附則第15条の9第4項	(1 / 3 減 額)	512	50,388	5,320
法附則第15条の9第5項	(1 / 3 減 額)	102	8,327	2,005
法附則第15条の9第9項	(1 / 3 減 額)	709	69,480	9,843
法附則第15条の9第10項	(1 / 3 減 額)	1,255	111,503	24,133
平成18年附則第13条第29項	(2 / 3 減 額)	1,008	76,658	52,154
平 成 21 年 附 則 第 8 条 第 13 項	(1 / 3 減 額)	56	4,900	2,248
	(2 / 3 減 額)	452	26,811	18,717
平 成 23 年 附 則 第 7 条 第 29 項	(1 / 3 減 額)	664	397,785	231,241
	(2 / 3 減 額)	2,157	206,745	204,484
平成23年附則第7条第30項	(2 / 3 減 額)	2,206	98,600	80,401
平 成 24 年 附 則 第 8 条 第 11 項	第 一 種 (2 / 3 減 額)	121	7,855	6,354
	第 二 種 (1 / 2 減 額)	-	-	-
	第 二 種 (2 / 3 減 額)	257	16,437	11,404
合 計		1,107,791	80,897,142	44,069,896
	う ち 個 人	773,878	59,618,836	32,085,770
	う ち 法 人	333,913	21,278,306	11,984,126

区 分		平成 24 年度に新たに軽減の対象となったもの			平成 24 年度で軽減期間の終了するもの		
		個 数	床 面 積 (㎡)	軽 減 税 額 (千円)	個 数	床 面 積 (㎡)	軽 減 税 額 (千円)
法附則第 15 条の 6 第 1 項	(1 / 2 減 額)	76,471	6,767,291	3,185,844	82,792	7,482,302	3,119,150
法附則第 15 条の 6 第 2 項	(1 / 2 減 額)	110,825	7,297,960	4,678,983	228,669	14,055,134	8,066,545
法附則第 15 条の 7 第 1 項	(1 / 2 減 額)	20,519	2,276,217	1,138,072	-	-	-
法附則第 15 条の 7 第 2 項	(1 / 2 減 額)	2,271	243,745	136,645	-	-	-
法附則第 15 条の 8 第 1 項	(1 / 2 減 額)	-	-	-	-	-	-
	(2 / 3 減 額)	-	-	-	-	-	-
法附則第 15 条の 8 第 3 項	住 宅 居 住 部 分 (2 / 3 減 額)	6	13,317	7,301	-	-	-
	住 宅 非 居 住 部 分 (1 / 3 減 額)	1	56	47	-	-	-
	住 宅 非 居 住 部 分 (1 / 4 減 額)	-	-	-	-	-	-
	住 宅 以 外 (1 / 3 減 額)	6	1,776	1,164	-	-	-
	住 宅 以 外 (1 / 4 減 額)	-	-	-	-	-	-
法附則第 15 条の 8 第 4 項	(2 / 3 減 額)	96	4,591	3,712	-	-	-
法附則第 15 条の 8 第 5 項	住 宅 居 住 部 分 (2 / 3 減 額)	-	-	-	-	-	-
	住 宅 非 居 住 部 分 (1 / 3 減 額)	-	-	-	-	-	-
	住 宅 以 外 (1 / 3 減 額)	-	-	-	-	-	-
法附則第 15 条の 9 第 1 項	(1 / 2 減 額)	3,610	364,164	59,173	5,423	509,315	88,110
法附則第 15 条の 9 第 4 項	(1 / 3 減 額)	512	50,388	5,320	512	50,388	5,320
法附則第 15 条の 9 第 5 項	(1 / 3 減 額)	102	8,327	2,005	102	8,327	2,005
法附則第 15 条の 9 第 9 項	(1 / 3 減 額)	709	69,480	9,843	709	69,480	9,843
法附則第 15 条の 9 第 10 項	(1 / 3 減 額)	1,255	111,503	24,133	1,255	111,503	24,133
平成 18 年附則第 13 条第 29 項	(2 / 3 減 額)	-	-	-	455	29,426	19,199
平 成 21 年 附 則 第 8 条 第 13 項	(1 / 3 減 額)	-	-	-	-	-	-
	(2 / 3 減 額)	-	-	-	201	13,317	10,077
平 成 23 年 附 則 第 7 条 第 29 項	(1 / 3 減 額)	3	5,985	1,918	157	83,076	51,705
	(2 / 3 減 額)	-	-	-	363	36,779	36,457
平成 23 年附則第 7 条第 30 項	(2 / 3 減 額)	460	16,935	16,359	958	45,558	34,908
平 成 24 年 附 則 第 8 条 第 11 項	第 一 種 (2 / 3 減 額)	19	1,292	1,110	-	-	-
	第 二 種 (1 / 2 減 額)	-	-	-	-	-	-
	第 二 種 (2 / 3 減 額)	75	4,344	3,470	30	1,596	1,209
合 計		216,940	17,237,371	9,275,099	321,626	22,496,201	11,468,661
	う ち 個 人	157,010	12,587,182	6,809,808	220,938	16,278,064	8,124,701
	う ち 法 人	59,930	4,650,189	2,465,291	100,688	6,218,137	3,343,960

- 軽 減 税 額 等 -
都市計 (2 - 1)

区 分		総 数		
		個 数	床 面 積 (㎡)	軽 減 税 額 (千円)
法附則第15条の6第1項	(1 / 2 減 額)	886,806	82,036,252	33,870,721
法附則第15条の6第2項	(1 / 2 減 額)	607,644	38,843,103	21,780,370
法附則第15条の7第1項	(1 / 2 減 額)	144,922	16,404,857	7,569,366
法附則第15条の7第2項	(1 / 2 減 額)	2,112	235,654	119,541
法附則第15条の8 第 1 項	(1 / 2 減 額)	-	-	-
	(2 / 3 減 額)	-	-	-
法附則第15条の8 第 3 項	住 宅 居 住 部 分 (2 / 3 減 額)	210	15,169	11,796
	住 宅 非 居 住 部 分 (1 / 3 減 額)	45	7,654	3,749
	住 宅 非 居 住 部 分 (1 / 4 減 額)	-	-	-
	住 宅 以 外 (1 / 3 減 額)	126	90,511	38,227
	住 宅 以 外 (1 / 4 減 額)	-	-	-
法附則第15条の8第4項	(2 / 3 減 額)	2,165	113,693	83,094
法附則第15条の8 第 5 項	住 宅 居 住 部 分 (2 / 3 減 額)	95	7,444	634
	住 宅 非 居 住 部 分 (1 / 3 減 額)	7	756	70
	住 宅 以 外 (1 / 3 減 額)	20	1,644	649
法附則第15条の9第1項	(1 / 2 減 額)	15,825	1,282,268	139,842
法附則第15条の9第4項	(1 / 3 減 額)	2,286	194,358	17,587
法附則第15条の9第5項	(1 / 3 減 額)	135	10,799	1,964
法附則第15条の9第9項	(1 / 3 減 額)	2,369	237,180	28,055
法附則第15条の9第10項	(1 / 3 減 額)	813	58,238	14,018
平成18年附則第13条第29項	(2 / 3 減 額)	3,866	279,731	187,263
平 成 21 年 附 則 第 8 条 第 13 項	(1 / 3 減 額)	289	18,688	7,003
	(2 / 3 減 額)	1,393	84,940	56,880
平 成 23 年 附 則 第 7 条 第 29 項	(1 / 3 減 額)	331	122,278	52,290
	(2 / 3 減 額)	630	51,793	37,380
平成23年附則第7条第30項	(2 / 3 減 額)	3,081	160,782	119,198
平 成 24 年 附 則 第 8 条 第 11 項	第 一 種 (2 / 3 減 額)	533	34,628	26,141
	第 二 種 (1 / 2 減 額)	2	609	323
	第 二 種 (2 / 3 減 額)	1,167	72,960	45,999
合 計		1,676,872	140,365,989	64,212,160
	う ち 個 人	1,491,939	128,857,881	58,278,980
	う ち 法 人	184,933	11,508,108	5,933,180

区 分		平成 24 年度に新たに軽減の対象となったもの			平成 24 年度で軽減期間の終了するもの		
		個 数	床 面 積 (㎡)	軽 減 税 額 (千円)	個 数	床 面 積 (㎡)	軽 減 税 額 (千円)
法附則第 15 条の 6 第 1 項	(1 / 2 減 額)	275,385	25,201,096	11,086,893	325,943	30,857,532	11,993,275
法附則第 15 条の 6 第 2 項	(1 / 2 減 額)	71,195	5,017,561	3,012,615	167,315	11,080,737	5,978,979
法附則第 15 条の 7 第 1 項	(1 / 2 減 額)	74,144	8,385,599	3,954,665	-	-	-
法附則第 15 条の 7 第 2 項	(1 / 2 減 額)	1,164	128,512	68,700	-	-	-
法附則第 15 条の 8 第 1 項	(1 / 2 減 額)	-	-	-	-	-	-
	(2 / 3 減 額)	-	-	-	-	-	-
法附則第 15 条の 8 第 3 項	住 宅 居 住 部 分 (2 / 3 減 額)	6	573	302	-	-	-
	住 宅 非 居 住 部 分 (1 / 3 減 額)	8	2,057	1,174	-	-	-
	住 宅 非 居 住 部 分 (1 / 4 減 額)	-	-	-	-	-	-
	住 宅 以 外 (1 / 3 減 額)	16	6,426	1,901	-	-	-
	住 宅 以 外 (1 / 4 減 額)	-	-	-	-	-	-
法附則第 15 条の 8 第 4 項	(2 / 3 減 額)	1,162	54,339	40,653	-	-	-
法附則第 15 条の 8 第 5 項	住 宅 居 住 部 分 (2 / 3 減 額)	45	3,233	247	48	4,048	301
	住 宅 非 居 住 部 分 (1 / 3 減 額)	6	656	62	2	200	14
	住 宅 以 外 (1 / 3 減 額)	-	-	-	-	-	-
法附則第 15 条の 9 第 1 項	(1 / 2 減 額)	6,845	525,481	53,928	8,289	684,579	81,178
法附則第 15 条の 9 第 4 項	(1 / 3 減 額)	2,286	194,358	17,587	2,286	194,358	17,587
法附則第 15 条の 9 第 5 項	(1 / 3 減 額)	135	10,799	1,964	135	10,799	1,964
法附則第 15 条の 9 第 9 項	(1 / 3 減 額)	2,369	237,180	28,055	2,369	237,180	28,055
法附則第 15 条の 9 第 10 項	(1 / 3 減 額)	813	58,238	14,018	813	58,238	14,018
平成 18 年附則第 13 条第 29 項	(2 / 3 減 額)	-	-	-	1,037	75,971	49,667
平 成 21 年 附 則 第 8 条 第 13 項	(1 / 3 減 額)	-	-	-	-	-	-
	(2 / 3 減 額)	-	-	-	587	38,705	25,069
平 成 23 年 附 則 第 7 条 第 29 項	(1 / 3 減 額)	18	27,024	8,433	6	14,110	6,952
	(2 / 3 減 額)	16	1,686	1,325	257	28,628	15,544
平成 23 年附則第 7 条第 30 項	(2 / 3 減 額)	265	17,260	12,040	412	17,464	18,955
平 成 24 年 附 則 第 8 条 第 11 項	第 一 種 (2 / 3 減 額)	239	16,174	12,603	-	-	-
	第 二 種 (1 / 2 減 額)	1	75	36	-	-	-
	第 二 種 (2 / 3 減 額)	492	31,652	20,708	45	2,831	1,416
合 計		436,610	39,919,979	18,337,909	509,544	43,305,380	18,232,974
	う ち 個 人	389,732	36,360,167	16,506,814	464,917	40,532,994	16,913,333
	う ち 法 人	46,878	3,559,812	1,831,095	44,627	2,772,386	1,319,641

- 軽 減 税 額 等 -
町村計 (2 - 1)

区 分		総 数		
		個 数	床 面 積 (㎡)	軽 減 税 額 (千円)
法附則第15条の6第1項	(1 / 2 減 額)	113,146	10,932,458	4,412,819
法附則第15条の6第2項	(1 / 2 減 額)	31,295	2,154,884	1,145,207
法附則第15条の7第1項	(1 / 2 減 額)	15,499	1,776,228	803,236
法附則第15条の7第2項	(1 / 2 減 額)	130	13,813	6,716
法附則第15条の8 第 1 項	(1 / 2 減 額)	-	-	-
	(2 / 3 減 額)	-	-	-
法附則第15条の8 第 3 項	住 宅 居 住 部 分 (2 / 3 減 額)	13	1,643	1,198
	住 宅 非 居 住 部 分 (1 / 3 減 額)	-	-	-
	住 宅 非 居 住 部 分 (1 / 4 減 額)	-	-	-
	住 宅 以 外 (1 / 3 減 額)	15	2,945	1,531
	住 宅 以 外 (1 / 4 減 額)	-	-	-
法附則第15条の8第4項	(2 / 3 減 額)	113	6,284	4,093
法附則第15条の8 第 5 項	住 宅 居 住 部 分 (2 / 3 減 額)	18	1,192	133
	住 宅 非 居 住 部 分 (1 / 3 減 額)	5	287	23
	住 宅 以 外 (1 / 3 減 額)	-	-	-
法附則第15条の9第1項	(1 / 2 減 額)	1,049	85,411	7,454
法附則第15条の9第4項	(1 / 3 減 額)	209	17,366	1,318
法附則第15条の9第5項	(1 / 3 減 額)	4	365	37
法附則第15条の9第9項	(1 / 3 減 額)	284	28,093	2,723
法附則第15条の9第10項	(1 / 3 減 額)	3	305	47
平成18年附則第13条第29項	(2 / 3 減 額)	1	110	22
平 成 21 年 附 則 第 8 条 第 13 項	(1 / 3 減 額)	-	-	-
	(2 / 3 減 額)	-	-	-
平 成 23 年 附 則 第 7 条 第 29 項	(1 / 3 減 額)	-	-	-
	(2 / 3 減 額)	-	-	-
平成23年附則第7条第30項	(2 / 3 減 額)	28	1,035	720
平 成 24 年 附 則 第 8 条 第 11 項	第 一 種 (2 / 3 減 額)	-	-	-
	第 二 種 (1 / 2 減 額)	6	504	234
	第 二 種 (2 / 3 減 額)	-	-	-
合 計		161,818	15,022,923	6,387,511
	う ち 個 人	149,253	14,168,247	5,982,533
	う ち 法 人	12,565	854,676	404,978

町村計 (2 - 2)

区 分		平成 24 年度に新たに軽減の対象となったもの			平成 24 年度で軽減期間の終了するもの		
		個 数	床 面 積 (㎡)	軽 減 税 額 (千円)	個 数	床 面 積 (㎡)	軽 減 税 額 (千円)
法附則第 15 条の 6 第 1 項	(1 / 2 減 額)	33,916	3,268,065	1,408,954	42,654	4,164,344	1,582,117
法附則第 15 条の 6 第 2 項	(1 / 2 減 額)	3,980	281,188	154,450	8,332	557,510	293,955
法附則第 15 条の 7 第 1 項	(1 / 2 減 額)	8,139	930,213	435,480	-	-	-
法附則第 15 条の 7 第 2 項	(1 / 2 減 額)	48	4,648	2,433	-	-	-
法附則第 15 条の 8 第 1 項	(1 / 2 減 額)	-	-	-	-	-	-
	(2 / 3 減 額)	-	-	-	-	-	-
法附則第 15 条の 8 第 3 項	住 宅 居 住 部 分 (2 / 3 減 額)	-	-	-	-	-	-
	住 宅 非 居 住 部 分 (1 / 3 減 額)	-	-	-	-	-	-
	住 宅 非 居 住 部 分 (1 / 4 減 額)	-	-	-	-	-	-
	住 宅 以 外 (1 / 3 減 額)	-	-	-	-	-	-
	住 宅 以 外 (1 / 4 減 額)	-	-	-	-	-	-
法附則第 15 条の 8 第 4 項	(2 / 3 減 額)	19	2,020	1,702	-	-	-
法附則第 15 条の 8 第 5 項	住 宅 居 住 部 分 (2 / 3 減 額)	13	788	88	5	403	44
	住 宅 非 居 住 部 分 (1 / 3 減 額)	-	-	-	5	287	23
	住 宅 以 外 (1 / 3 減 額)	-	-	-	-	-	-
法附則第 15 条の 9 第 1 項	(1 / 2 減 額)	461	35,833	3,116	521	43,098	3,802
法附則第 15 条の 9 第 4 項	(1 / 3 減 額)	209	17,366	1,318	209	17,366	1,318
法附則第 15 条の 9 第 5 項	(1 / 3 減 額)	4	365	37	4	365	37
法附則第 15 条の 9 第 9 項	(1 / 3 減 額)	284	28,093	2,723	284	28,093	2,723
法附則第 15 条の 9 第 10 項	(1 / 3 減 額)	3	305	47	3	305	47
平成 18 年附則第 13 条第 29 項	(2 / 3 減 額)	-	-	-	1	110	22
平 成 21 年 附 則 第 8 条 第 13 項	(1 / 3 減 額)	-	-	-	-	-	-
	(2 / 3 減 額)	-	-	-	-	-	-
平 成 23 年 附 則 第 7 条 第 29 項	(1 / 3 減 額)	-	-	-	-	-	-
	(2 / 3 減 額)	-	-	-	-	-	-
平成 23 年附則第 7 条第 30 項	(2 / 3 減 額)	28	1,035	720	-	-	-
平 成 24 年 附 則 第 8 条 第 11 項	第 一 種 (2 / 3 減 額)	-	-	-	-	-	-
	第 二 種 (1 / 2 減 額)	3	265	120	-	-	-
	第 二 種 (2 / 3 減 額)	-	-	-	-	-	-
合 計		47,107	4,570,184	2,011,188	52,018	4,811,881	1,884,088
	う ち 個 人	44,236	4,355,439	1,910,674	49,327	4,622,961	1,803,372
	う ち 法 人	2,871	214,745	100,514	2,691	188,920	80,716